

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	関市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.seki.lg.jp/

執行機関名 関市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	関市福祉医療費助成に関する条例(昭和59年関市条例第23号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親等医療)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年関市条例第38号)別表第1 2の項 関市福祉医療費助成に関する条例(昭和59年関市条例第23号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 第1条	関市福祉医療費助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		関市福祉医療費助成に関する条例(昭和59年関市条例第23号) 関市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和59年関市規則第14号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	関市福祉医療費助成に関する条例 第9条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	福祉医療費受給者証(ひとり親医療費)の交付申請に係る受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	関市福祉医療費助成に関する条例 第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う者及び受給資格者の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	関市福祉医療費助成に関する条例 第6条第1項及び同条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	当該申請を行う者及び受給資格者の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(療養介護に係るものに限る。)の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 4 号	関市福祉医療費助成に関する条例 第2条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親児童への福祉医療費助成対象除外者の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 4 号 イ	関市福祉医療費助成に関する条例 第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う者及び受給資格者の身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
---------------	---	---

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 4 号 ロ	関市福祉医療費助成に関する条例 第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う者及び受給資格者の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

備考	本事務において、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳及びその障害の程度に関する情報を取得するのは、当該事務による助成(ひとり親医療)に重度心身障害者医療費助成事業が優先されるため。	
----	--	--